

公益財団法人 SBS 鎌田財団 奨学支援金制度 募集要項

1) 奨学支援金制度の趣旨(目的)

意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、学生本人に対して奨学金の給付を行い、教育の機会均等及び人材の育成に寄与し、教育と福祉の向上に貢献する。

2) 資格対象者の要件

当財団の奨学支援金制度に出願するためには、原則 18 歳を迎え、進学が決定した児童(平成 30 年 3 月に高等学校を卒業するもの)であって、以下のすべての条件に該当する必要があります。

- (1) 関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の以下の児童福祉施設に入所している児童、または里親家庭で生活している児童であること
- ① 児童養護施設
 - ② 児童自立支援施設
 - ③ 養育家庭(養子縁組を行っていない里親)
 - ④ ファミリーホーム
 - ⑤ 母子生活支援施設
 - ⑥ 婦人保護施設
- (2) 大学、短期大学、専門学校が進学先であること(進学先の大学等の所在地は問いません)
- (3) 向学心に富み、学業に優れ、品行が正しく、健康であること

3) 給付額	一人 30 万円(一回のみ給付)
4) 給付時期	平成 30 年 4 月下旬
5) 返済義務	返済の必要はありません。
6) 採用者数	10 名程度(年間)
7) 他制度との併給	当財団の制度は他の奨学金制度との併用は可能です。

8) 申込み方法

- (1) 応募には、専用の申込用紙等(申請書)が必要となります。
- ※ 当財団にご連絡いただければ、各種書類を郵送にてお送りします。
 - ※ 応募用紙は当財団のホームページ(<http://www.sbs-kamatataidai.or.jp/>)からもダウンロードできます。
- (2) 申請書は、必ず奨学金受給希望者本人が記入し、郵送にて提出してください。申請書には、奨学金受給希望者本人の情報を記入する他、推薦人または保証人の捺印が必要となります。推薦人の欄は、原則として福祉団体の職員の方に記入を依頼してください。
- ※ 福祉団体とは、児童養護施設、里親会、母子寡婦福祉連合会等の団体が該当します。
 - ※ 里親家庭の生徒で、福祉団体の会員でない家庭の生徒は、保護者または里親が推薦人の欄に記名・捺印してください。
- (3) 申込み期限は、平成 30 年 2 月末日(当日必着)です。下記の書類を全て揃えてご提出ください。

9) 申請書類

申請書	奨学金受給希望者が記入(奨学金受給希望者の顔写真・捺印と、保証人または推薦人の捺印が必要)
学校長推薦書	奨学金受給希望者が在籍する高等学校の教職員が記入(学校長の捺印が必要)
成績を証明する書類	高等学校が発行する調査書(高校 1 年次・2 年次及び 3 年次途中までの成績及び出席状

	況が分かる資料)	
誓約書	奨学金受給希望者の捺印が必要	
作文	作文タイトルに従い、奨学金受給希望者が手書きで記入	
住民票	世帯全員(同居家族全員)が分かるもの(原本を提出。コピー不可) ※ マイナンバーが記載されていないものを提出	
施設在籍証明書	施設在籍証明書のコピー1部	※いずれか該当のものを提出
里親制度証明書	児童委託証明書のコピー1部	
【書類提出先】		
〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー10F(SBSホールディングス株式会社) 公益財団法人 SBS 鎌田財団		
10) 審査		
(1) 当財団の選考委員会が応募書類に基づいて審査いたします。 (2) 審査にあたって、当財団から奨学金受給希望者もしくは推薦人に対し、より詳しい事情の説明等を求める場合があります。(奨学金受給希望者の面接を行う場合があります)		
11) 採用通知		
(1) 平成 30 年 3 月末をメドに、奨学金受給希望者及び推薦人(福祉団体及び高等学校)に対して審査結果を郵送にて発送いたします。 (2) 採用の可否に関わらず、応募書類は返却いたしません。当財団の個人情報保護方針に則り、適切に処理いたします。		
【採用された場合】		
(1) 採用された場合、奨学金受給希望者に「奨学支援決定通知」をお送りします。なお、「奨学支援決定通知」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。 (2) 決定後は所定の期日までに以下の書類をご提出いただき、大学等へ進学することで正式に奨学生として認められ、奨学金が給付されます。書類の提出がない場合、奨学生としての採用を取り消し、奨学金を給付しない場合がありますのでご了承ください。なお、期日までに以下の書類を提出することが困難な事情がある場合は、速やかにその旨を申し出てください。		
12) 奨学支援決定後の提出書類		
口座届	奨学金受給希望者が記入 ※奨学生候補者本人名義の口座に限る	
住所届	奨学金受給希望者が記入	
大学等入学証明書類	合格通知または入学金支払の受領書等 ※コピーを提出	
13) 奨学生候補者が大学等へ進学(入学)できなかった場合		
奨学生候補者が大学等へ進学(入学)できなかった(しなかった)場合、採用を取り消します。		
14) 奨学生の義務		
奨学生には以下の義務が発生します。これらの義務を怠ったり、虚偽の報告をすると奨学金の返還請求を行う場合がありますので十分に注意してください。		
【届出義務】		
休学・転学・退学した場合、停学その他の処分を受けた場合、留年した場合、病気や事故などで長期の欠席が見		

込まれる場合は、速やかにその旨を届け出てください。

15)その他

- (1) 申請書類の個人情報は本財団の奨学支援制度を遂行する範囲のみで利用いたします。
- (2) 本人もしくは保護者が反社会的勢力に準ずる場合および構成員である場合、また、反社会的勢力に名義を利用させた場合共に奨学支援制度はご利用になれません。
- (3) 本制度は奨学生の将来の進路を制限するものではありません。